

**平成30年度前期判定分以降の特定事業所集中減算に係る
正当な理由の範囲の留意事項について**

正当な理由の範囲の共通事項について

【正当な理由について】

特定の法人に対して80%を超えてサービスの紹介を行った居宅介護支援事業所は、特定事業所集中減算の対象となりますが、正当な理由がある場合は減算の対象外となります。

正当な理由のうち②及び③以外の理由は、紹介率80%を超えたサービスごとになければなりません。また、⑤～⑧は正当な理由に該当するケアプランを除外して計算し、⑥～⑧については※の要件を満たせば、減算の対象外となります。

【介護予防について】

特定事業所集中減算では、計算するにあたって介護予防サービス計画の数を含めません。

【各加算の判定時期について】

各加算の判定時期は、後期判定の3月15日提出期限分については3月1日、前期判定の9月15日提出期限分については9月1日現在で判定します。

【全サービス共通】

- ① 当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、対象となるサービス種別の事業所が5事業所未満である。

【居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域について】

居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域とは、通常規程に記載された通常の事業の実施地域であり、指定権者に届け出たものになります。通常の事業の実施地域は、少なくとも利用者の80%以上が含まれるように努めてください。

通常の事業の実施地域は、後期判定の3月15日提出期限分については3月1日、前期判定の9月15日提出期限分については9月1日時点の実施地域で判定します。

【事業所数の判定時期について】

事業所数の判定時期は、後期判定の3月15日提出期限分については3月1日、前期判定の9月15日提出期限分については9月1日現在の実施地域で判定します。

【事業所数の確認方法について】

介護保険サービスは、愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのトップページ最上部にある「愛知県内介護保険事業所一覧」

(<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/list1.xlsx>) から、愛知県内の全ての事業所を調べることができます。指定有効期限が切れている事業所、すでに廃止届や休止届等が受理されていて一覧表の中で色付けされている事業所は数えません。愛知県以外の事業所数は各都道府県の介護保険関係のホームページでお調べください。

②

当該居宅介護支援事業所が特別地域加算を受けている。

【特別地域加算について】

特別地域加算は、事業所所在地が振興山村地域や離島振興対策実施地域等であって、指定権者に届け出た上で算定することができます。居宅介護支援事業所が当該加算を算定している場合、すべてのサービスに対して正当な理由があるとみなします。

③

判定期間における月平均のケアプラン数が20件以下である。

【月平均のケアプラン数について】

月平均のケアプラン数には、介護予防のケアプランを含みません。また、サービスごとのケアプラン数ではなく、介護報酬の請求対象となるすべてのケアプラン数になりますので、ご注意ください。③を算定している場合、すべてのサービスに対して正当な理由があるとみなします。

④

【全サービス共通】

サービス毎に計算した場合に、対象となるサービス種別を位置づけているプラン件数が、判定期間におけるひと月当たりの平均で10件以下である。

⑤

【全サービス共通】

サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

【地域ケア会議等について】

地域ケア会議等とは、名称に関わらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等を指します。地域ケア会議等にはサービス担当者会議は含まれません。

地域ケア会議等は、特定事業所集中減算の正当な理由を判定するために開催するものではありません。

【⑤を正当な理由とする場合について】

⑤を正当な理由とする場合は、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けていることが必要です。利用者の理由書及び地域ケア会議等で意見・助言を受けていることがわかる文書を保存してください。利用者の理由書には少なくとも「記入日」「希望する事業所」「サービス名」「希望する理由（簡潔でも可）」「利用者の氏名」「署名又は押印」がなければなりません。

⑤では意見・助言を受けたケアプランのみ正当な理由となるため、そのケアプランを除外して計算し算定結果が80%以下となれば、正当な理由に該当します。

※

当該居宅介護支援事業所が情報公表制度における訪問調査を自主的に受審し、判定時に除外する居宅サービス事業所が情報公開制度における公表を行っている。

【情報公表制度の訪問調査及び公表の判定時期について】

情報公表制度の訪問調査及び公表は、後期判定の3月15日提出期限分については当該年度、前期判定の9月15日提出期限分については前年度の状況で判定します。

例えば、平成29年度の訪問調査を行っている居宅介護支援事業所は、平成29年度後期判定の平成30年3月15日提出期限分と、平成30年度前期判定の9月15日提出期限分について※の要件を満たすことになります。

【訪問調査を自主的に受審することについて】

訪問調査を自主的に受審することとは、愛知県が指定した指定調査機関により、情報公表の訪問調査を受けることを指します。訪問調査は「介護サービスの情報の公表について」(<http://www.pref.aichi.jp/korei/kohyo/kohyo-gaiyo.html>)のページから申込用紙をダウンロードすることができます。訪問調査には申込期限がありますが、毎年愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページでお知らせしております。

加えて、調査を行う前年の1月から12月までに指定を受けた事業所で、前年の介護報酬が100万円を越える事業所は訪問調査が義務となるため、調査の申込や調査手数料は必要ありません。義務の訪問調査であっても、※の要件を満たすことになります。

訪問調査を受審した事業所は、愛知県のホームページでお知らせいたします。

なお、新規に指定を受けた事業所は指定を受けた年に訪問調査を申し込むことができないため、※及び⑥から⑧の要件を満たすことはできません。例として、平成30年1月から12月に指定を受けた事業所は、平成30年度の訪問調査を受審することができませんが、平成31年度以降の訪問調査は受審することができます。平成29年1月から12月に指定を受けた事業所は、平成30年度以降の訪問調査を受審することができます。

また、実地指導時に行われる調査など指定調査機関によらない調査は、※及び⑥から⑧の要件を満たすことにはなりません。

【情報公表制度における公表について】

情報公表制度における公表とは、「介護サービス情報公表システム（愛知県）」

(<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>) で事業所の情報を公表することを指します。事業所が公表しているかどうかは、「介護サービス情報公表システム（愛知県）」から「条件検索」を選択し、事業所名や事業所番号を入力すると事業所の公表年度が調べられます。

判定には公表日ではなく公表年度を用いますのでご注意ください。

【訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護を含む）】

紹介率最高法人の事業所のうち、特定事業所加算及び処遇改善加算を算定している事業所がある場合、その事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下となる。（訪問介護）

通所介護は、栄養改善体制加算、口腔機能向上体制加算及び個別機能訓練体制加算の3加算を全て算定している事業所がある場合、その事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下となる。

【各加算の確認方法について】

愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのトップページ最上部にある「愛知県内介護保険事業所一覧」(<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/list1.xlsx>) からエクセルファイルを右にスクロールすると愛知県内全ての事業所の加算の状況を調べることができます。

【訪問介護】

紹介率最高法人の事業所のうち、通院等乗降介助の行える事業所が、当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満であり、通院等乗降介助を記載しているケアプランのうち、以上に該当する訪問介護事業所を除外し、計算すると80%以下となる。

【通院等乗降介助の確認方法について】

愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのトップページ最上部にある「愛知県内介護保険事業所一覧」(<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/list1.xlsx>) からエクセルファイルを右にスクロールすると「施設等の区分」の項目があり、その列から通院等乗降介助の行える事業所を調べることができます。

除外できるのは、上記で確認できた事業所を位置付けている全ケアプランではなく、そのうち通院等乗降介助を計画しているケアプランのみとなりますので、ご注意ください。

⑧

【(地域密着型) 通所介護】

紹介率最高法人の事業所のうち、事業所を選んだ理由として、利用者の居宅から最も近い事業所であるということが、アセスメント又はケアプラン等に明記されている者がいる場合、その者のケアプランから該当する事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下となる。

【利用者の居宅から最も近い事業所について】

利用者の居宅から最も近い事業所とは、当該事業所と居宅の位置関係（直線距離又は、実際の移動距離）が最短距離であることを指します。正当な理由とされるためには、直線距離又は、実際の移動距離のどちらかによって、利用者の居宅から最も近い事業所であり、サービス担当者会議でもって確認されている必要があります。

直線距離の調べ方は、「介護サービス情報公表システム（愛知県）」

(<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>)にある「住まいから探す」の項目を選択すると、利用者の住所を入力することで利用者の居宅から最も近い事業所を調べることができます。

実際の移動距離の調べ方は、インターネット等にある各種地図検索サービスで調べることができます。なお⑦と同様に除外できるのは、アセスメント又はケアプランに、利用者の居宅から居宅サービ事業所まで最も近いことが明記されているケアプランのみです。

その他正当な理由と市町村長が認めた場合について

岡崎市では①から⑧以外のその他正当な理由は特に定めません。